令和8年度　前学期試験　注意事項

受験上の注意事項

●学期試験の受験は、受講登録をした科目について認めます。
●受験の時は学生証を提示してください。
（学生証を忘れた時は、学籍確認票の発行を学務課学務調査係へ願い出てください。
また、学生証の顔写真及び記載事項が確認できない場合は、教員の判断により学務課で学籍確認票の発行が必要になることがあります。）
●試験開始後３０分を経過するまでは退出することが認められません。
●試験開始後３０分を経過した後の入室、受験は認められません。
●受験の時、不正行為を行ったと認められる者については、その学期に受講登録をした全ての授業科目の成績を不合格（判定外）とします。
●筆記用具及び指示のある持込許可物品以外は、卓上に置けません。
スマートフォンなどの電子機器類及び時計以外の機能が付いた時計は必ず電源を切ってカバンにしまってください。ポケットに入れるなど身に着けていた場合は、それだけで不正行為とみなします。
関数電卓の使用が認められている場合でも、スマートフォンなどの電卓機能は使うことは出来ません。

警報発令時等における授業・試験の取扱いについて

第１　松ヶ崎キャンパス及び嵯峨キャンパスにおける授業又は試験の実施に際し、次の各号のいずれかに該当する場合は、学生の安全確保等のため、当該日の授業を休止又は試験を延期する。
⑴　京都市又は京都市を含む地域に特別警報又は暴風警報が発令された場合
⑵　京都市営バス及び京都市営地下鉄の運行が全面停止の場合
⑶　ＪＲ西日本（京都駅発着の在来線）、阪急電鉄（大阪梅田駅・京都河原町駅間）、京阪電気鉄道（淀屋橋駅又は中之島駅・出町柳駅間）及び近畿日本鉄道（大和西大寺駅・京都駅間）の４交通機関のうち、３以上の交通機関の運行が全面又は一部停止の場合
２　前項第３号の京都駅発着の在来線とは、京都線及び神戸線の一部（神戸駅・京都駅間）、琵琶湖線（米原駅・京都駅間）、湖西線の一部（近江今津駅・京都駅間）、嵯峨野線（園部駅・京都駅間）並びに奈良線及び関西本線の一部（奈良駅・京都駅間）のいずれかをいう。
３　第１項第３号の一部停止の場合とは、交通機関ごとに次の区間で停止している場合をいう。
⑴　ＪＲ西日本　　ＪＲ京都駅を含む区間
⑵　阪急電鉄　　阪急烏丸駅を含む区間
⑶　京阪電気鉄道　京阪出町柳駅を含む区間
⑷　近畿日本鉄道　近鉄京都駅を含む区間
第２　第１の規定にかかわらず、次の各号に掲げる時間までに警報等の解除又は交通機関の運行の再開（以下「解除等」という。）が行われた場合は、当該各号の規定により授業又は試験を実施する。
⑴　午前６時００分までに解除等が行われた場合　１時限から実施
⑵　午前６時００分以降午前１０時００分までに解除等が行われた場合　３時限から実施
⑶　午前１０時００分以降午後３時００分までに解除等が行われた場合　６時限から実施
第３　警報等の発令又は解除及び交通機関の運行の確認は、インターネット、テレビ、ラジオ等の報道による。
第４　授業又は試験が実施されている場合において、天災等に起因する交通機関の乱れ、避難行動等により、やむを得ず授業又は試験に遅刻又は欠席したときは、学生は、授業担当教員に所定の届出を行うものとする。
２　前項の届出を受けた授業担当教員は、届出を行った学生に対し、無断の遅刻や欠席として取り扱わない等、一定の配慮を行うものとする。
第５　第１の規定にかかわらず、オンラインによる授業又は試験については、授業担当教員の判断により、当該日の授業又は試験を実施することができる。
第６　この取扱いに定めるもののほか、学長、工芸科学部長又は工芸科学研究科長が、学生の安全確保等のため必要と認めるときは、授業を休止又は試験を延期することができる。

◎留意点
※一旦延期を決定した場合は、その後実施可能な状態となっても試験は実施されません。

※試験当日、病気その他やむを得ない事由により受験できなかった学生については、本人の願い出により追試験を行うことがあります。追試験を希望する学生は、所定の申請フォームから欠席した試験の日を含めて３日以内（休日等を除く。）に願い出てください。（詳細は学務課HPを参照のこと。三大学共同化科目の他大学受講生については所属大学の規定に従ってください。）